

各区自治協議会長様

新潟市長 中原 八一
(担当 市民生活部市民生活課)

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員の推薦について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づく「推進計画」を策定し、各種防犯対策に努めています。

この推進計画の策定及び取り組みに関する評価・意見などを頂くため、貴自治協議会からご推薦いただいた委員の任期が3月末日で満了となります。

つきましては、改めて1名の方を下記のとおりご推薦いただきたく依頼申し上げます。

なお、令和3年度は第6次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画策定のため、計2回の会議開催を予定していますのでご承知おきください

また、女性が被害者となる犯罪が多く、女性の視点に立ったご意見を計画策定や取り組みに反映させていきたいと考えておりますので、女性委員の推薦にご配慮頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 委 嘱 期 間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日 |
| 2 会 議 開 催 回 数 | 年1~2回を予定（1回2時間程度） |
| 3 委 員 報 酬 | 会議1回につき13,000円を支給 |
| 4 推 薦 方 法 | 別紙「委員推薦書」に記入し、提出をお願いします。
会議の開催は平日の日中を予定しています。出席が可能な方をご推薦ください。現在委嘱を受けている委員も再任可能です。 |
| 5 回 答 期 限 | 令和3年5月31日（月）
総会の関係で提出が遅れる場合は、ご連絡ください。 |
| 6 添 付 資 料 | 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要 |

【事務局】

新潟市市民生活部市民生活課
安心・安全推進室 担当：山内
TEL 025 - 226-1110（直通）
FAX 025 - 223-8775

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要

1 目的

犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」を策定するにあたり、必要な事項について調査・審議し、市長に建議する。

2 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

平成19年4月、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例の施行により、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画の策定が義務付けられた。計画期間は3年。平成19年度に第1次推進計画が策定され、第5次計画（令和元年度～令和3年度）まで策定され、この計画に基づき市の防犯施策が進められています。

計画は、「犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現」を目標とし、市内の犯罪の現状を示したうえで、目標達成のための基本的な方針、重点目標及び取り組み事項を記載している。

3 委員

11人(令和2年度以前から3人減員)、内訳は別紙のとおり

[任期2年：令和3年4月1日～令和4年3月31日]（再任は可能）

新潟市附属機関等に関する指針第2条第1項第5号により、原則として通算6年を超えないものとする。

会長・副会長は、任期ごとに委員の互選によって定め、会長は議長を務める。

前期の会長は野口弁護士、副会長は内木東青山小学校長でした。

報酬は、会議1回13,000円

4 会議開催

例年、会議で集まっていたのは1回ですが、令和3年度は第6次推進計画策定のため、下記のとおり2回を予定しています。

5 第6次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画の策定予定

- | | | |
|---------------------|------|------------------|
| ・委員への事前説明(推進協議会) | 令和3年 | 4～5月頃 |
| ・委員へのアンケート実施(意見・要望) | | 6月頃 |
| ・計画案審議(推進協議会) | | 9月2日 |
| ・パブコメ案確認(推進協議会文書会議) | | 11月頃 |
| ・パブリックコメントの実施 | | 12月中旬～1月中旬(30日間) |
| ・成案確認(推進協議会) | 令和4年 | 2月3日 |
| ・協議会より答申 | | 3月中旬 |
| ・計画の決裁 | | 3月下旬(庁内決裁) |
| ・計画の施行 | | 4月1日～ |

6 関係条例等

- (1) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第8条第2項（協議会の趣旨）
- (2) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則
- (3) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員の公募に関する要領
- (4) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会傍聴に関する要領

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	就任年度	就任期間(委嘱期間の合計)
1	第1号委員	学識経験のある者	のぐち まさふみ 野口 祐 郁	弁護士	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	さわ れいこ 澤 玲 子	北区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	さくさべ ときお 作 左 部 時 雄	東区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	ごとう ちえ 後 藤 知 恵	中央区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	さくらだ ひろじ 桜 田 博 治	江南区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
6	第2号委員	住民の意見を代表する者	はなみず まゆみ 花 水 真 由 美	秋葉区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
7	第2号委員	住民の意見を代表する者	ささがわ かずよ 笹 川 和 代	南区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
8	第2号委員	住民の意見を代表する者	たかはし のぶえ 高 橋 伸 絵	西区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
9	第2号委員	住民の意見を代表する者	ながい まさお 長 井 正 雄	西蒲区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
10	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	にしむら ひとし 西 村 仁	新潟商工会議所 総務部長	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
11	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	たかはし よしひろ 高 橋 淑 浩	新潟駅前地区セーフティー ゾーン活動委員会 会長	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
12	第5号委員	その他市長が必要と認める者	うちき まさひろ 内 木 正 宏	新潟市小学校長会 生徒指導部長 東青山小学校長	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
13	第5号委員	その他市長が必要と認める者	はら しんいち 原 伸 一	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 安全安心推進室長	R01年度	令和02年4月1日～令和3年3月31日
14	第5号委員	その他市長が必要と認める者	からさわ けいこ 唐 沢 恵 子	公募委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日